

国際連合気候変動枠組条約 C D M理事会第93回理事会(EB#93)概要報告

2017年 2月24日

経済産業研究所・東京大学 戒能
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日 時 2017年 2月20日 (月) - 2月23日 (木)

場 所 ドイツ・ボン・国連ドイツ本部棟会議場

主要結果

1. 定足・構成

1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternate
アジア ASIA	Tariq M I. (パキスタン)	Oh D. (大韓民国)
中南米 LACRB	Arthur R. (バハマ: 副議長)	Edwald C. (ペルー)
アフリカ AFR	Balishi G. (ボツワナ)	Mbaye D. (セネガル)
島嶼国 SIDs	Amjad A. B (モルジブ)	Gerald L. (ジャマイカ)
(途上国)	Washington.Z (ジンバブエ)	Moises J.M. (ドミニカ)
Non-An.1	Duan M. (中華人民共和国)	Miguez J.D. (ブラジル)
移行国 EIT	Natalia K. (ウクライナ)	Diana H. (アルメニア)
西欧 WEOG	Olivier K. (EU/ベルギー)	Martin E.. (スイス)
(先進国)	Frank W. (EUドイツ/議長)	Piotr D. (EU/ポーランド)
Annex-1	戒能 一成 (日本)	Lambert S. (EU/ドイツ)

(下線は新規・交替, 斜体欠席)

2. 運営管理 (議題2.1~)

2-1. SOP未収金問題

(前Annex-1, 会議録para10) **重 要**

- 1) 背景 - CDMでは発行するCERに比例して一定額のSOP(Share of proceeds)を徴収し事務局運営経費に充当。本来のCMP(締約国会議)決定は「CER発行前にSOPを徴収」だが、運営上の理由から現状ではCERを保留口座(Pending Account)に発行した後で各事業者口座に移転分配する前にSOPを徴収。
 - ところが第2約束期間に入りCERの保留口座への発行後にSOPの支払いを行わない事業者が増加し、未収金が発生する状態となり、UN内部監査で指導有。
- 2) 結果 - 継続検討。
- 3) 議論 - (非公開)
- 4) 対応 - 現状CERを保留口座に保有しているがSOP未払の事業者においては、SOPの払込み又は当該CERの一旦抹消を求められる可能性有。
 - 但し一旦抹消の場合でもCERの発行は確保され、SOPを支払えばCERが再発行されるべく措置予定。

2-2. CDM 理事会 及び パネル・WG・予算委等議長・副議長選定人事

(資料なし)

- 1) 背景 - 定例の年次人事。
- 2) 結果 - 下記のとおり決定。

議長 Frank W. (A1-ドイツ/EU)	副議長 Arthur R. (NA1-バハマ)
信認パネル議長 戒能一成(A1-日本)	副議長 Balishi G.(NA1-ボツワナ)
方法論パネル議長 Edwald C.(NA1-ペルー)	副議長 Piotr D.(A1-ポーランド/EU)
小規模WG議長 Diana H.(A1-アルメニア)	副議長 Amjad A.(NA1-モルジブ)
植林WG議長 Washington Z.(NA1-ジンバブエ)	副議長 Olivier K.(A1-ベルギー)
炭素貯留WG議長 Miguez J.(NA1-ブラジル)	副議長 Natalia K.(A1-ウクライナ)

予算委共同議長 Lambert(A1-ドイツ/EU) 委員 Martin, 戒能
同 Mbaye(NA1-セネガル) 委員 Gerald, Miguez

5) 参考 - 各パネル・WG委員については次回理事会で改選実施予定。

2-3. 方法論パネルと小規模WGの統合 (会議前Annex-5, 会議録para15)

- 1) 背景 - EB#92依頼事項。CDM事業合理化のため方法論関連機関の整理統合を推進。
- 2) 結果 - 事務局提案を了承、2017年9月目処に統合作業を開始。
 - 当面方法論パネル・小規模WGは従来通り作業を行うが、9月の人事異動に併せて組織の統合と専門家数の見直しを実施。
- 3) 議論 - 理事全般に賛成意見多数。更に専門家の員数を削減すべきとの方向性も了承。

2-4. 活動していないDOEに対する措置 (会議前Annex-8, 会議録para20)

- 1) 背景 - EB#92依頼事項。20ヶ月以上認証事業実績のないDOEへの措置を議論。
- 2) 結果 - 現行規程を維持。20ヶ月以上事業実績がないDOEでも定期検査(Regular Surveillance)を受けていけば可とする。但し手続上の理由から、事業実績がないDOEが認証事業を再開するには書類提出10日前に事務局への通知を要請。
 - 事業実績があるDOEについて、5年の認証期間に3回事業検査(Performance Assessment)を受けていけば可とする暫定措置も1年延長。
 - 当該措置を明確化するため認証基準(Accreditation Standard)を一部改訂。
- 3) 議論 - 当初信認パネル(AP)からの提案は実績のないDOEを要監視(UO)措置とすべきとのものであったが、理事の多数が現状(処置なし)を支持。

2-5. CDM予算(MAP)の2年度化 (会議前Annex-6, 会議録para16)

- 1) 背景 - 事務局・予算委(EBFC)提案事項。
- 2) 結果 - 従来単年度であった予算(MAP)の2年度化を了承。
 - 関連して予算委(EBFC)に予算審議手順の標準規約化を要請。

3. 個別案件 (議題3.1～) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)

3-1. 認証機関(DOE)信認 Accreditation

- 2) 結果 - 1件の資格停止を決定。 (E-0037 RINA)
 - 1件の要監視(UO)を決定。 (E-0061 CTI, 全SS対象)
 - 2件の認証期間延長を決定 (E-0034 CEC, E-0066 KTI)
 - 4件の良好な定期監査(RS)結果を了承。
 - 4件の良好な事業監査(PA)結果を了承。
 - 1件の事業任意撤退を了承。 (E-0010 SGS, 全SS対象)
- 3) 議論 - (守秘義務対象)

3-2. 登録 Registration (該当なし)

3-3. 発行 Issuance

- 2) 結果 - 審査請求があった1件の発行を了承(#1568)

3-4. 同一認証機関(DOE)による有効化(Validation)・検証(Verification)の実施申請

- 1) 背景 - 現状同一DOEによる有効化・検証の実施は小規模事業のみで認められており、それ以外の場合は理事会に状況を説明し個別承認を求めるべき旨規程。
- 2) 結果 - 3件の申請を全て却下。
- 5) 参考 - 同一DOEによる有効化・検証については、他認証機関の利用可能性・費用の低減程度・規模などの状況説明により理事会に承認を求めることとなるが、定性的な

説明だけでは過去殆どの場合却下されていることに注意ありたい。

- アフリカなどで「当該地域で活動するDOEは弊社のみ」等と主張する例が多数あるが、実際には事務局にて事業実績を簡単に調査・検証が可能であるため、十分な証左がない主張をすることは逆効果と思われる。

4. 制度改正 / 事業基準・方法論 (議題4.1, 4.2)

4-1. 手続簡素化・整合化のための事業規約(PS, VVS, PCP)見直し (会議後Annex-4他) **重要**

- 1) 背景 - 2015年度からの継続検討事項。
 - CMP決定を踏まえ通常の事業(PA)と集合事業(PoA)別に合計6規程案を審議。
 - 主要改訂点やこれを巡る議論については EB#91の結果報告等を参照ありたい。
- 2) 結果 - 改訂案を採択。
誤植などの確認後公開予定。変更点は会議後Annex-4~10の黄色着色部分参照。
 - 新事業規約は2017年5月施行。事業計画書公開や事業更新・登録後改訂は5月1日を以て新事業規約に準拠する必要有。
 - 但し経過措置として旧事業規約を使った登録・発行申請は12月26日迄受理。
- 3) 議論 - 変更部分の大半は既に過去の理事会で検討済のため大きな議論なし。
 - 事業開発者フォーラム(PDF)から「事業開始日」と利害関係者意見照会の前後関係について意見があったが、規程案は変更せず「事業開始日」の定義を明確化する方向で合意。

4-2. 登録・発行の審査手続の見直し (会議録para48)

- 1) 背景 - 前回EB#92からの継続検討事項。
- 2) 結果 - 現状の審査手続において設定されている標準処理日数は妥当として維持を決定。
 - 但し再生可能エネルギーなど自動追加性事業については、標準処理日数14日を下回るKPI(例: 7日)を設定し、事務局による最大限の短縮努力を要請。

5. 政策論 (議題4.3)

(今回該当なし)

次回理事会 (EB#94)	2017年 5月 2日～ 5月 5日, ドイツ・ボンにて開催予定
次々回理事会(EB#95)	2017年 7月10日～ 7月14日, ドイツ・ボンにて開催 (7月10日は予算案集中審議の予定)